

亀山市告示第96号

亀山市認定こども園一時預かり事業実施要綱を次のように定める。

平成28年3月31日

亀山市長 櫻井 義之

亀山市認定こども園一時預かり事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第59条第10号に基づき実施する亀山市認定こども園一時預かり事業（以下「一時預かり事業」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(実施認定こども園)

第2条 一時預かり事業を実施する認定こども園は、亀山市認定こども園条例（平成27年亀山市条例第30号。以下「条例」という。）に規定する認定こども園であって、市長があらかじめ指定する認定こども園とする。

(対象者)

第3条 一時預かり事業の対象となる者は、前条に規定する認定こども園において教育又は保育を受ける者であって、法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子ども（以下「児童」という。）とする。

(一時預かり事業の利用時間等)

第4条 一時預かり事業の利用時間は、14時から16時15分までの間とする。

2 一時預かり事業の利用回数は、一週間当たり3日までとする。

(利用の申込み)

第5条 一時預かり事業を利用しようとする児童の保護者は、あらかじめ一時預かり事業利用申込書（様式第1号）により福祉事務所長に申し込まなければならない。

(利用の決定)

第 6 条 福祉事務所長は、前条の申込書を受理したときは、その内容を審査の上一時預かり事業の利用の可否を決定し、一時預かり事業利用承諾書（様式第 2 号）又は一時預かり事業利用付承諾書（様式第 3 号）により申込者にその旨を通知するものとする。

2 福祉事務所長は、前項の規定により承諾の通知を受けた児童について、当該児童の健康状態その他の事情により、一時預かり事業の利用が不適切と認めた場合は、一時預かり事業の利用を中止することができるものとする。

(中止の届出)

第 7 条 保護者は、一時預かり事業の利用が必要でなくなったときは、一時預かり事業利用中止届出書（様式第 4 号）により福祉事務所長に届け出るものとする。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成 2 8 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 4 歳児クラスの児童については平成 2 8 年 4 月 1 日から平成 2 9 年 3 月 3 1 日までの間、5 歳児クラスの児童については平成 2 8 年 4 月 1 日から平成 3 0 年 3 月 3 1 日までの間、第 4 条第 2 項の規定は、適用しない。

様式第1号（第5条関係）

一時預かり事業利用申込書

年 月 日

亀山市福祉事務所長 様

保護者 住所 氏名 印
申込者
電話番号

一時預かり事業を利用したいので、亀山市認定こども園預かり保育事業実施要綱第5条の規定により、下記のとおり申し込みます。

記

児童氏名	
利用日	
利用理由	
預かり保育料	300円 × 日間 = 円

様式第2号（第6条関係）

一時預かり事業利用承諾書

第 号
年 月 日

様

亀山市福祉事務所長

印

平成 年 月 日付けで申込みのありました一時預かり保育事業の利用につきましては、次のとおり承諾いたします。

児 童 氏 名	
生 年 月 日	
利 用 日	

様式第3号（第6条関係）

一時預かり事業利用不承諾書

第 年 月 日 号

様

亀山市福祉事務所長

印

平成 年 月 日付けで申込みのありました一時預かり事業の利用につきましては、次の理由により不承諾といたします。

児 童 氏 名	
生 年 月 日	
不 承 諾 理 由	
備 考	

様式第4号（第7条関係）

一時預かり事業利用中止申出書

第 号
年 月 日

亀山市福祉事務所長 様

保護者 住所 氏名 印
申込者
電話番号

下記の理由により一時預かり事業の利用を中止したいので届け出ます。

記

児 童 氏 名	
生 年 月 日	
中 止 年 月 日	
理 由 (具 体 的 に)	
備 考	